

千葉県地域型保育事業所延長保育事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉の増進を図るため、社会福祉法人等の設置経営する地域型保育事業所(以下「事業所」という。)が実施する保育標準時間を超えた保育需要への対応(以下「延長保育事業」という。)及び保育標準時間内のうち保育短時間の認定を受けた児童の保育短時間を超えた保育需要への対応(以下「短時間認定児童に係る延長保育事業」という。)(以下併せて「補助事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)、千葉県延長保育事業実施要綱(平成14年4月1日施行。以下「延長保育実施要綱」という。)及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、延長保育実施要綱に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人等 社会福祉法人及び千葉県私立保育所設置認可等要綱別表1「社会福祉法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合条件」に適合する社会福祉法人以外の者をいう。
- (2) 地域型保育事業 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいう。
- (3) 地域型保育事業所 地域型保育事業を実施する事業所をいう。

(対象児童)

第3条 補助事業の対象児童は、次のとおりとする。

- (1) 延長保育事業 延長保育実施要綱第3条に定める児童で、延長保育事業に関し当該社会福祉法人等から承認を受け、かつ、実際に延長保育を利用した者
- (2) 短時間認定児童に係る延長保育事業 延長保育実施要綱第3条に定める児童のうち、保育短時間の認定を受けた児童で保育標準時間内に発生する延長保育に関し当該社会福祉法人等から承認を受け、かつ、実際に延長保育を利用した者

(従事者)

第4条 補助事業の従事者は、延長保育実施要綱第6条に定める人数とする。

(対象経費及び補助基準額)

第5条 補助事業の対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表により算出した補助基準額の10分の10以内とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県地域型保育事業所延長保育事業等補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。
- (2) 規則、延長保育実施要綱及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の規定による交付決定通知は、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(分割払い)

第9条 補助金は、交付決定額の範囲内において、補助金の額の確定前に交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金分割払い請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(月例報告)

第10条 事業所の長は、毎月15日までに、前月分の延長保育事業等月例報告書(様式第5号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更)

第11条 補助金の交付決定額の算定に係る基準数値の変更により補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金変更交付申請書(様式第6号)に必要な書類を添付して、市長に補助金の交付の変更申請をしなければならない。

2 規則第4条及び第6条の規定は、前項の規定による補助金の交付の変更申請があった場合について準用する。

3 市長は、交付決定を変更したときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により通知するものとする。

4 市長は、交付決定を変更することが不相当と認めたときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金交付決定変更不承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(事業の廃止又は中止)

第12条 事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が整ったときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等廃止(中止)承認申請書(様式第9号)を市長に提出することとする。

3 市長は、前項による申請の内容を審査し、適当と認めたときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等廃止(中止)承認通知書(様式第10号)により通知することとする。

(決定の取消し)

第13条 次の各号に掲げる事由に該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を事業目的外の用途に使用したとき

(3) 地域型保育事業の認可が取り消されたとき

(4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知することとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、千葉市地域型保育事業所延長保育

事業等補助金実績報告書（様式第12号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
（額の確定通知）

第15条 規則第13条による通知は、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金額確定通知書（様式第13号）によるものとする。

（補助金の請求）

第16条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金差額請求書（様式第14号）を、市長に提出するものとする。

（補助金の精算）

第17条 当該社会福祉法人等は、規則第13条の規定により確定した補助金額の精算をしようとするときは、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金精算書（様式第15号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市地域型保育事業所延長保育事業等補助金返還命令書（様式第16号）による。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

対象経費	補助事業に要する人件費、対象児童のための保育材料費等、管理経費、その他市長が必要と認める経費とする。																																																																																				
補助基準額	<p>1 延長保育事業</p> <p>事業所が支出した対象経費から、事業所が保護者から徴収する延長保育に係る保育料を差し引いた額と、(1)、(2)及び(3)の額を比較して少ない方の額</p> <p>ただし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び、連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所(居宅訪問型保育事業所を除く。)</p> <p>①家庭的保育事業所</p> <table border="1" data-bbox="359 728 1252 974"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員4人以上</th> <th>定員3人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分延長</td> <td>200,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間延長</td> <td>589,000円</td> <td>302,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間延長</td> <td>1,057,000円</td> <td>554,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間延長</td> <td>2,647,000円</td> <td>1,801,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間延長</td> <td>4,252,000円</td> <td>3,062,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②小規模保育事業所</p> <table border="1" data-bbox="359 1019 1364 1332"> <thead> <tr> <th></th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分延長</td> <td>659,000円</td> <td>479,000円</td> <td>479,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間延長</td> <td>1,707,000円</td> <td>1,467,000円</td> <td>1,467,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間延長</td> <td>2,248,000円</td> <td>1,888,000円</td> <td>1,888,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間延長</td> <td>2,487,000円</td> <td>2,008,000円</td> <td>2,008,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間延長</td> <td>5,180,000円</td> <td>4,581,000円</td> <td>4,475,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間延長</td> <td>5,240,000円</td> <td>4,611,000円</td> <td>4,505,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間延長</td> <td>6,119,000円</td> <td>5,370,000円</td> <td>5,264,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③事業所内保育事業所</p> <table border="1" data-bbox="359 1377 1364 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>定員20人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分延長</td> <td>635,000円</td> <td>455,000円</td> <td>635,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間延長</td> <td>1,608,000円</td> <td>1,368,000円</td> <td>1,900,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間延長</td> <td>2,126,000円</td> <td>1,766,000円</td> <td>2,983,000円</td> </tr> <tr> <td>3時間延長</td> <td>2,365,000円</td> <td>1,886,000円</td> <td>3,222,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間延長</td> <td>4,861,000円</td> <td>4,262,000円</td> <td>5,959,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間延長</td> <td>4,921,000円</td> <td>4,292,000円</td> <td>6,019,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間延長</td> <td>5,749,000円</td> <td>5,000,000円</td> <td>7,089,000円</td> </tr> </tbody> </table>				定員4人以上	定員3人以下	30分延長	200,000円	150,000円	1時間延長	589,000円	302,000円	2～3時間延長	1,057,000円	554,000円	4～5時間延長	2,647,000円	1,801,000円	6時間延長	4,252,000円	3,062,000円		A型	B型	C型	30分延長	659,000円	479,000円	479,000円	1時間延長	1,707,000円	1,467,000円	1,467,000円	2時間延長	2,248,000円	1,888,000円	1,888,000円	3時間延長	2,487,000円	2,008,000円	2,008,000円	4時間延長	5,180,000円	4,581,000円	4,475,000円	5時間延長	5,240,000円	4,611,000円	4,505,000円	6時間延長	6,119,000円	5,370,000円	5,264,000円		A型	B型	定員20人以上	30分延長	635,000円	455,000円	635,000円	1時間延長	1,608,000円	1,368,000円	1,900,000円	2時間延長	2,126,000円	1,766,000円	2,983,000円	3時間延長	2,365,000円	1,886,000円	3,222,000円	4時間延長	4,861,000円	4,262,000円	5,959,000円	5時間延長	4,921,000円	4,292,000円	6,019,000円	6時間延長	5,749,000円	5,000,000円	7,089,000円
	定員4人以上	定員3人以下																																																																																			
30分延長	200,000円	150,000円																																																																																			
1時間延長	589,000円	302,000円																																																																																			
2～3時間延長	1,057,000円	554,000円																																																																																			
4～5時間延長	2,647,000円	1,801,000円																																																																																			
6時間延長	4,252,000円	3,062,000円																																																																																			
	A型	B型	C型																																																																																		
30分延長	659,000円	479,000円	479,000円																																																																																		
1時間延長	1,707,000円	1,467,000円	1,467,000円																																																																																		
2時間延長	2,248,000円	1,888,000円	1,888,000円																																																																																		
3時間延長	2,487,000円	2,008,000円	2,008,000円																																																																																		
4時間延長	5,180,000円	4,581,000円	4,475,000円																																																																																		
5時間延長	5,240,000円	4,611,000円	4,505,000円																																																																																		
6時間延長	6,119,000円	5,370,000円	5,264,000円																																																																																		
	A型	B型	定員20人以上																																																																																		
30分延長	635,000円	455,000円	635,000円																																																																																		
1時間延長	1,608,000円	1,368,000円	1,900,000円																																																																																		
2時間延長	2,126,000円	1,766,000円	2,983,000円																																																																																		
3時間延長	2,365,000円	1,886,000円	3,222,000円																																																																																		
4時間延長	4,861,000円	4,262,000円	5,959,000円																																																																																		
5時間延長	4,921,000円	4,292,000円	6,019,000円																																																																																		
6時間延長	5,749,000円	5,000,000円	7,089,000円																																																																																		

(2) (1) 以外の方法により食事を提供する事業所（居宅訪問型保育事業所を除く。）

①家庭的保育事業所

	定員 4 人以上	定員 3 人以下
30分延長	200,000 円	150,000 円
1時間延長	574,000 円	287,000 円
2～3時間延長	1,005,000 円	502,000 円
4～5時間延長	1,950,000 円	1,104,000 円
6時間延長	3,268,000 円	2,078,000 円

②小規模保育事業所

	A 型	B 型	C 型
30分延長	659,000 円	479,000 円	479,000 円
1時間延長	1,660,000 円	1,420,000 円	1,420,000 円
2時間延長	2,098,000 円	1,738,000 円	1,738,000 円
3時間延長	2,337,000 円	1,858,000 円	1,858,000 円
4時間延長	4,439,000 円	3,840,000 円	3,734,000 円
5時間延長	4,499,000 円	3,870,000 円	3,764,000 円
6時間延長	5,115,000 円	4,366,000 円	4,260,000 円

③事業所内保育事業所

	A 型	B 型	定員 20 人以上
30分延長	635,000 円	455,000 円	635,000 円
1時間延長	1,566,000 円	1,326,000 円	1,687,000 円
2時間延長	1,987,000 円	1,627,000 円	2,289,000 円
3時間延長	2,226,000 円	1,747,000 円	2,528,000 円
4時間延長	4,179,000 円	3,580,000 円	4,723,000 円
5時間延長	4,239,000 円	3,610,000 円	4,783,000 円
6時間延長	4,826,000 円	4,077,000 円	5,611,000 円

なお、時間の算出については、以下のとおりとする。複数の時間に該当する場合は、最大時間とする。

- (ア) 1時間延長は、保育標準時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いること。
- (イ) 2時間延長は、保育標準時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が3人以上いること。
- (ウ) 3時間以上の延長は、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。
- (エ) 30分延長は、(ア)～(ウ)に該当しないもので、保育標準時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

(3) 居宅訪問型保育事業所

30分延長	150,000円
1時間延長	287,000円
2～3時間延長	502,000円
4～5時間延長	846,000円
6時間延長	1,190,000円

なお、時間の算出については、以下のとおりとする。複数の時間に該当する場合は、最大時間とする。

(ア) 1時間延長は、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、年間利用日数（以下「年間延べ利用日数」という。）が26日以上あること。

(イ) 2時間以上の延長は、(ア)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。

(ウ) 30分延長は、上記(ア)～(イ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。

2 短時間認定児童に係る延長保育事業

事業所が支出した対象経費から、事業所が保護者から徴収する額を差し引いた額と、(1)又は(2)を比較して少ない方の額

ただし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

在籍する短時間認定児童数（年間平均）に以下の年額単価を乗じた額

①家庭的保育事業所

1時間延長	83,200円
2時間延長	166,400円
3時間延長	249,600円

②小規模保育事業所

	A型	B型	C型
1時間延長	13,100円	13,100円	16,600円
2時間延長	26,200円	26,200円	33,200円
3時間延長	39,300円	39,300円	49,800円

③事業所内保育事業所

	A型	B型	定員20人以上
1時間延長	12,100円	12,100円	18,800円
2時間延長	24,200円	24,200円	37,600円
3時間延長	36,300円	36,300円	56,400円

なお、時間の算出については、以下のとおりとする。複数の時間に該当する場合は、最大時間とする。

- (ア) 1時間延長は、保育標準時間内で、事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上いること。
- (イ) 2時間延長は、保育標準時間内で、事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上いること。
- (ウ) 3時間延長は、保育標準時間内で、事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上いること。

(2) 居宅訪問型保育事業所

1時間延長	249,700円
2時間延長	499,400円
3時間延長	749,100円

なお、時間の算出については、以下のとおりとする。複数の時間に該当する場合は、最大時間とする。

- (ア) 1時間延長は、開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。
- (イ) 2時間以上の延長は、開所時間内で、(ア)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。
- (ウ) 開所時間を超えた延長は、標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における年間延べ利用日数の算定については、短時間認定、標準時間認定それぞれ算出すること。

